

南足柄市姉妹都市交流協会規約

(名称)

第1条 本会は、南足柄市姉妹都市交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、姉妹都市その他国内外の諸都市との友好のための諸事業を推進し、もって相互の理解と友好親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 姉妹都市等との各種親善交流事業の企画立案及び実施
- (2) 姉妹都市の趣旨の普及及び紹介
- (3) その他姉妹都市等との交流を推進するために必要な事業

(構成)

第4条 協会は、第2条の目的に賛同しこれに加入した法人、団体、個人及び家族をもって構成する。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 20人以内
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

2 役員は、総会において会員中より選任する。ただし、補欠役員の選任については、会員の中から役員会において選任することができる。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を統理し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、年長順によりその職務を代理する。

3 理事は、会長の命を受け、会務を処理する。

4 会計は、協会の経理を処理する。

5 監事は、協会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮り、会長が委嘱する。

3 顧問は、役員会に出席することができる。

(役員会)

第8条 役員会は、役員をもって構成し、会長が招集する。

2 役員会は、会長が議長となる。

3 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び予算に関すること

(2) その他会長が必要と認めた事項

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

4 総会は、事業計画、予算、決算及びその他重要事項を議決する。

(経費)

第10条 協会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第11条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 法人及び団体会費 年額 一口 10,000円

(2) 個人会費 年額 一口 2,000円

(3) 家族会費 年額 一口 3,000円

(会計年度)

第12条 協会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(事務局)

第13条 事務局を姉妹都市交流協会に関する事務を担当する課に置く。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協会に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附則

1 この規約は、平成元年4月15日から施行する。

2 協会の設立当初の役員は、第5条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿とする。

3 協会の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立のあった日から平成2年3月31日までとする。

附則

この規約は、平成4年5月16日から施行とする。

附則

この規約は、平成11年11月1日から施行とする。

附則

この規約は、平成30年5月25日から施行とする。